

他国地位協定調査について



現状と課題

- ✓ 1960年の締結以来、一度も改正されず
- ✓ 沖縄県で相次ぐ事件や事故
- ✓ 沖縄県外でも米軍機による事故が発生
- ✓ 日米地位協定の見直しを求める声

沖縄県

原則として日本の国内法が適用されないままで米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、抜本的な見直しが必要

政府

2つの補足協定（環境、軍属）を締結したものの、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善で対応

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が国民全体の問題として受け止められる必要がある
- ✓ しかし、現状は、米軍専用施設が沖縄に集中していることもあり、日米地位協定の問題に関する理解や議論が全国的なものには至っていない

他国調査

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の世界的な相場観の把握
- ✓ 日米地位協定の問題点を更に明確化
- ✓ 見直しの必要性に対する理解を国民全体に広げる

2

調査方針

- ✓ 日米地位協定は、数多くの日米合意を含んだ大きな法体系
- ✓ 法的な側面からのアプローチは、一般国民が理解することが困難を伴うことが想定される

調査方針

①「受入国の国内法適用」、②「基地の管理権」、③「訓練・演習に対する受入国の関与」、④「航空機事故への対応」の4点を中心にした事例比較

3

調査内容

1. 事前調査

- ✓ 文献調査（ドイツ、イタリアにおける地位協定の改定や新たな協定の締結の経緯）
- ✓ 条文比較調査（日米地位協定とドイツ・イタリアが米国と締結している協定の主要条文の比較、ベルギー・イギリスにおける国内法の分析等）

2. 現地調査

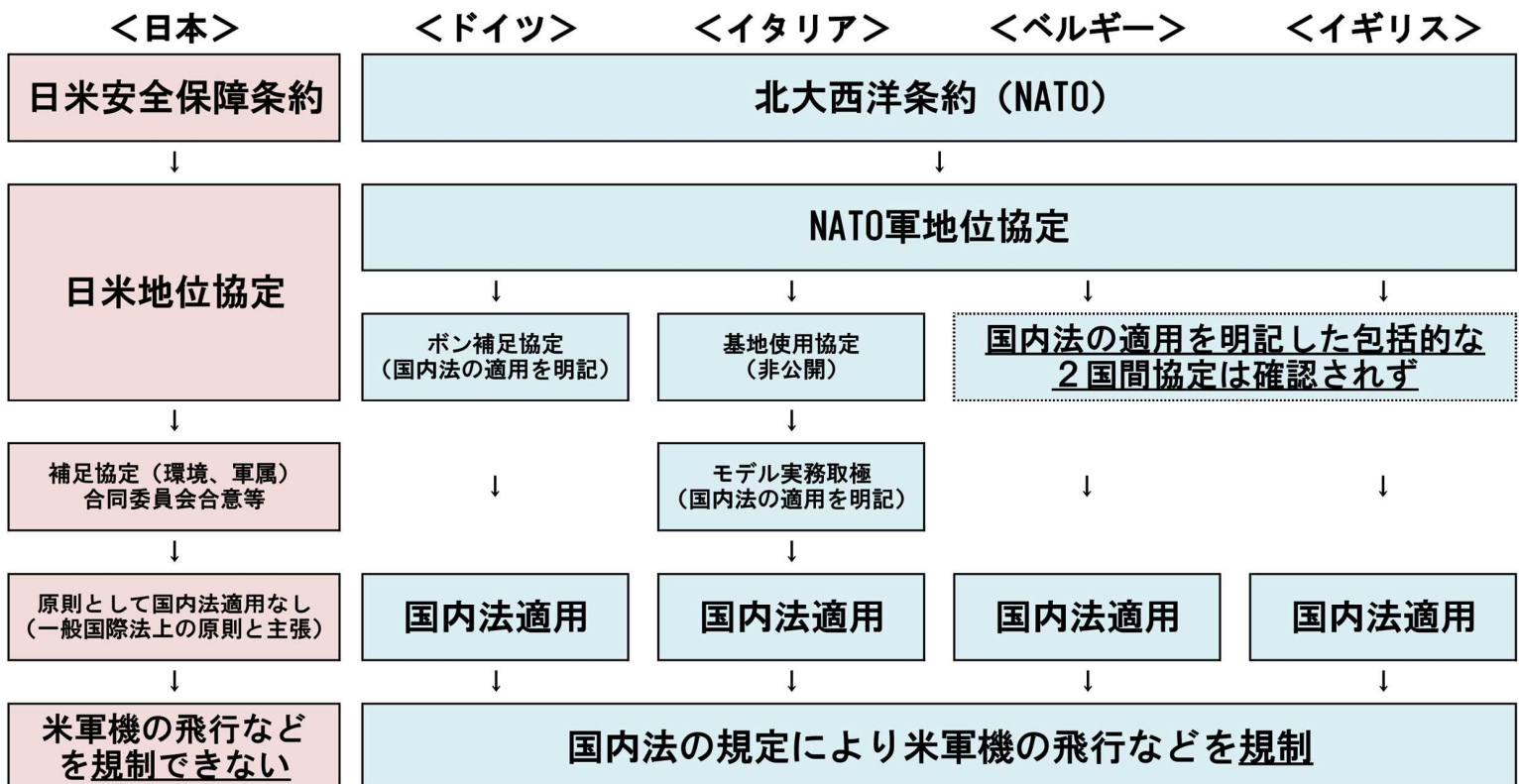
- ✓ 平成29年度
ドイツ・イタリア
- ✓ 平成30年度
ベルギー・イギリス



ドイツ航空管制（DFS）でのヒアリングの様子

4

日米とNATOの協定の枠組みについて



5

ドイツ・イタリアにおける協定の改定や新たな協定締結の経緯

ドイツ

- ✓ 1988年に相次いだ駐留軍機による大きな事故
- ✓ ボン補足協定の改定を求める国民世論の高まり

国民世論を
背景に

1993年

ボン補足協定の大幅な改定実現

- ✓ 国内法の米軍への適用を強化
- ✓ ドイツ主権の強化

イタリア

- ✓ 1995年に了解覚書（モデル実務取極）の締結（米軍への国内法適用等を明記）
- ✓ 1998年に米軍機によるロープウェー切断事故で20名の死者

反米軍感情
の高まり

1999年

新たな協定を締結し、米軍機の飛行を大幅規制

- ✓ 訓練の許可制度
- ✓ 飛行規制 等

※改定交渉に臨んだドイツ代表团には、州の代表者も参加

6

条文比較（受入国の国内法適用①）

1. 日本（日米地位協定）

- ✓ 一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないとの立場

2. ドイツ（ボン補足協定）

- ✓ 派遣国軍隊の施設区域の使用や訓練・演習に対してドイツ法令の適用を明記

3. イタリア（モデル実務取極）

- ✓ 米軍の訓練行動等に対して、イタリア法規の遵守義務を明記

7

条文比較（受入国の国内法適用②）

4. ベルギー

- ✓ 憲法に外国軍は法律に基づかなければ領土の占有や通過ができないことを明記
- ✓ 憲法の規定に基づき外国軍の駐留を認める法律を整備
- ✓ 米軍にも航空法令等を適用

5. イギリス

- ✓ 国内法である「駐留軍法」を整備し、駐留軍への英国法の適用を規定することで、英軍に適用される法令や規則等を米軍にも適用
- ✓ 英国政府は、英国議会において、米軍への英国法の適用を明言

8

条文比較（基地の管理権、立入り権）

1. 日本（日米地位協定）

- ✓ 第3条で米軍に排他的管理権を認め、日本側による施設・区域内への立入り権は明記なし

2. ドイツ（ボン補足協定）

- ✓ 署名議定書において、ドイツ連邦、州、地方自治体の立入り権を明記、緊急の場合や危険が差し迫っている場合は事前通告なしの立入りも認められている

3. イタリア（モデル実務取極）

- ✓ 米軍が使用する基地もイタリア司令部の下に置かれ、イタリア司令官は基地の全ての区域にいかなる制約を設けずに自由に立ち入ることが可能

4. イギリス

- ✓ 1951年に英空軍から米空軍に基地の管理責任を移行する際の条件として、基地の占有権は引き続き英国側が持つことや基地に英空軍の司令官を置くことなどを規定

9

条文比較（訓練・演習への受入国の関与①）

1. 日本（日米地位協定）

- ✓ 訓練や演習に関して、日本側には規制する権限がない。さらに、訓練に関する詳細な情報が日本側に通報されることはなく、日本政府としては、それを求めることもしないという姿勢

2. ドイツ（ボン補足協定）

- ✓ 米軍が行う訓練・演習について、ドイツ側の許可、承認、同意等が必要であることを明記

3. イタリア（モデル実務取極）

- ✓ 米軍による訓練行動等についてのイタリア軍司令官への事前通告やイタリア側による調整、承認を明記。ロープウェー切断事故をきっかけに、大幅に規制を強化

10

条文比較（訓練・演習への受入国の関与②）

4. ベルギー

- ✓ 航空法に、外国軍の領空飛行にはベルギー国防省の許可が必要であることやベルギー国王は、領空の飛行禁止措置を取れることを規定
- ✓ 1990年に、低空飛行による過度な騒音を防止すること等を目的に外国軍機による低空飛行を禁止（自国軍は規制せず）
- ✓ ベルギーの航空規則（AIP）では、飛行高度や飛行時間等について自国軍よりも外国軍を厳しく規制するとともに、規制の除外をベルギー軍の承認制とするなど、主体的に関与

5. イギリス

- ✓ 英国空軍の規則には、駐留軍の飛行を禁止、制限、条件を課すことができることを規定
- ✓ 在欧米空軍の指令書では、夜間・早朝や週末の静音時間帯における訓練飛行が禁止されているほか、米空軍の様々な活動に際し、英国国防省の承認が必要であることを規定

11

条文比較（警察権）

（注）警察権に関しては、日米地位協定とNATO軍地位協定の本文は、ほぼ同様の規定になっているが、合意議事録、補足協定、モデル実務取極の規定により、それぞれの受入国の権限が大きく異なっている。

1. 日本（日米地位協定）

- ✓ 施設・区域内のすべての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本の当局は搜索、差押え又は検証を行う権利を行使しない（合意議事録）

2. ドイツ（ボン補足協定）

- ✓ ドイツ警察による提供施設・区域内での任務遂行権限を明記

3. イタリア（モデル実務取極）

- ✓ イタリア軍司令官が、基地内のすべての区域及び施設に立ち入る権限を明記

12

現地調査（ドイツ）

ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市長

1. ドイツ国内法の米軍への適用

- ✓ 米軍の航空機にも航空法や騒音に関する法律が適用されており、夜間の飛行制限は、国内法が米軍にも適用されていることによるもの
- ✓ ラムシュタイン基地には警察官が2名常駐

2. ドイツ米軍基地内への自治体の立入り権

- ✓ 周辺自治体の市長や職員には年間パスが支給されており、適切な理由があれば立入りが可能

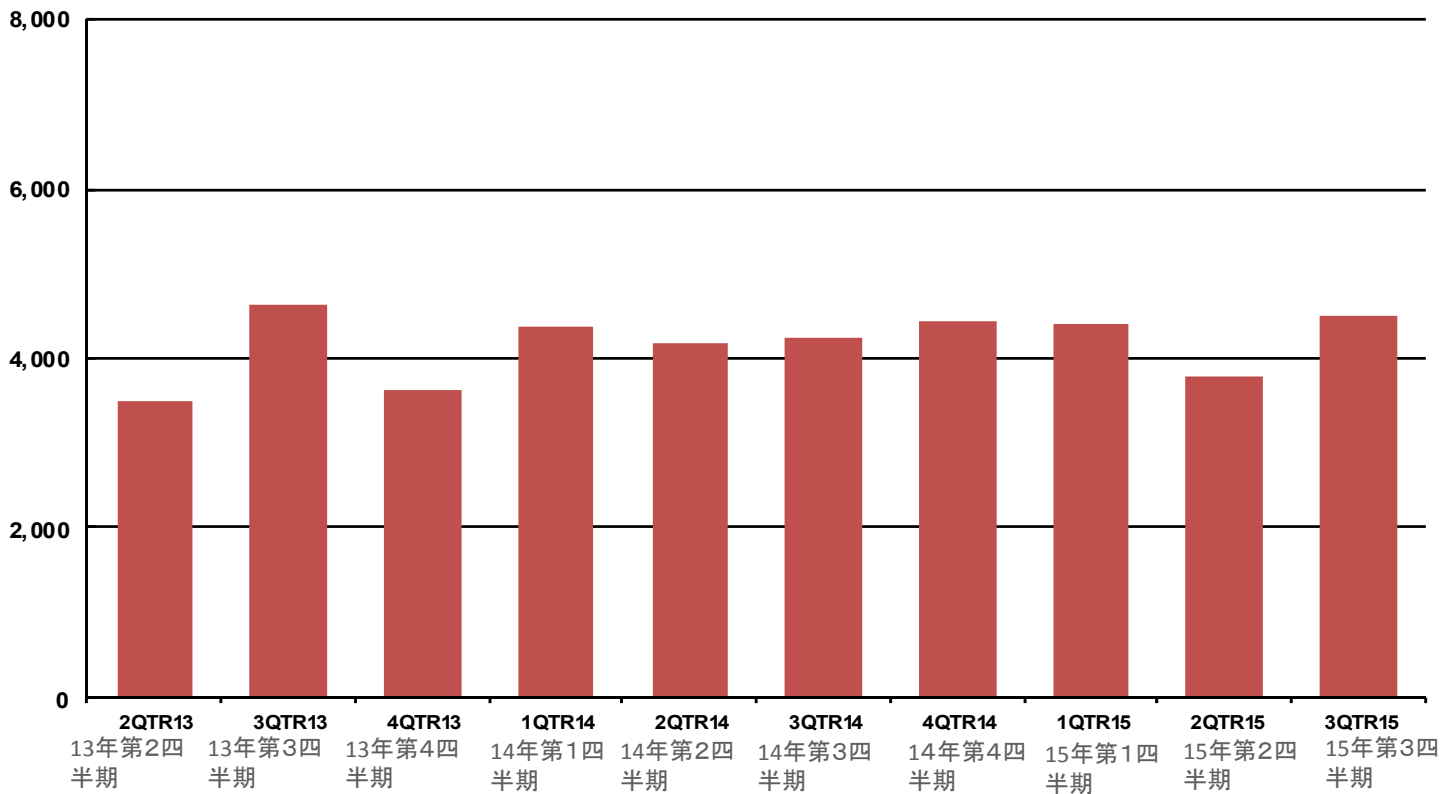
3. 騒音軽減委員会

- ✓ 米軍基地司令官や周辺自治体の首長等をメンバーとする騒音軽減委員会が設置されており、航空機の離発着回数などが詳細に報告されている

13

ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市提供資料(騒音軽減委員会で報告されるデータ)

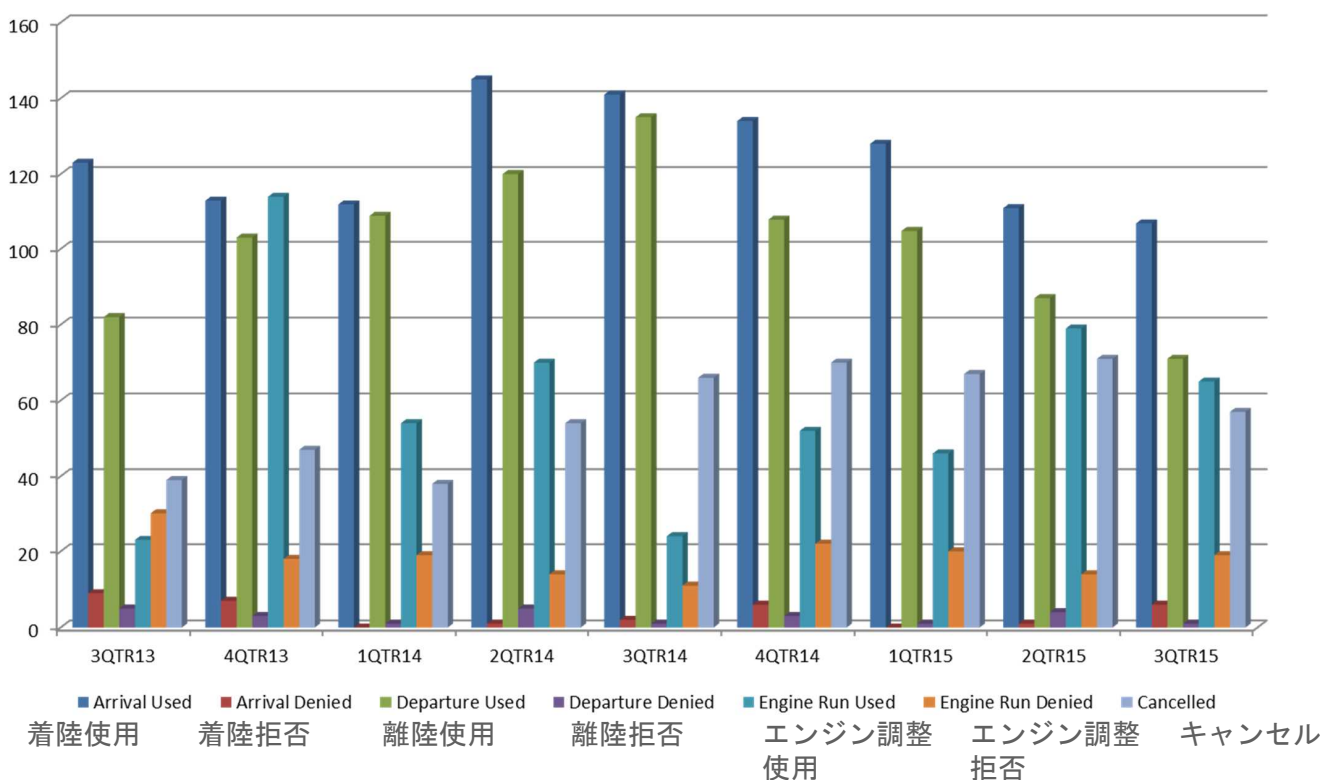
Ramstein Air Traffic(ラムシュタイン航空交通) Aircraft Movements(航空機離着陸回数)



14

ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市提供資料(騒音軽減委員会で報告されるデータ)

Total Quiet Hour Waivers by Type(静穏時間免除の種類ごとの合計) 2013 3rd QTR – 30 Sep 2015 (3rd QTR)(2013年第3四半期から2015年第3四半期)



※「拒否」は米軍司令官による拒否(「騒音規制を守るための自発的拒否」との説明があった。)

15

現地調査（ドイツ）

ラウフェルト町長

1. 米軍機墜落事故時の状況

- ✓ 事故の際は、ドイツ軍が現場を保持（NATOの協定（STANAG3531）でそのように取り決め）
- ✓ 規制線の中にはドイツ警察や町長自身も入れた

2. 事故に関する調査

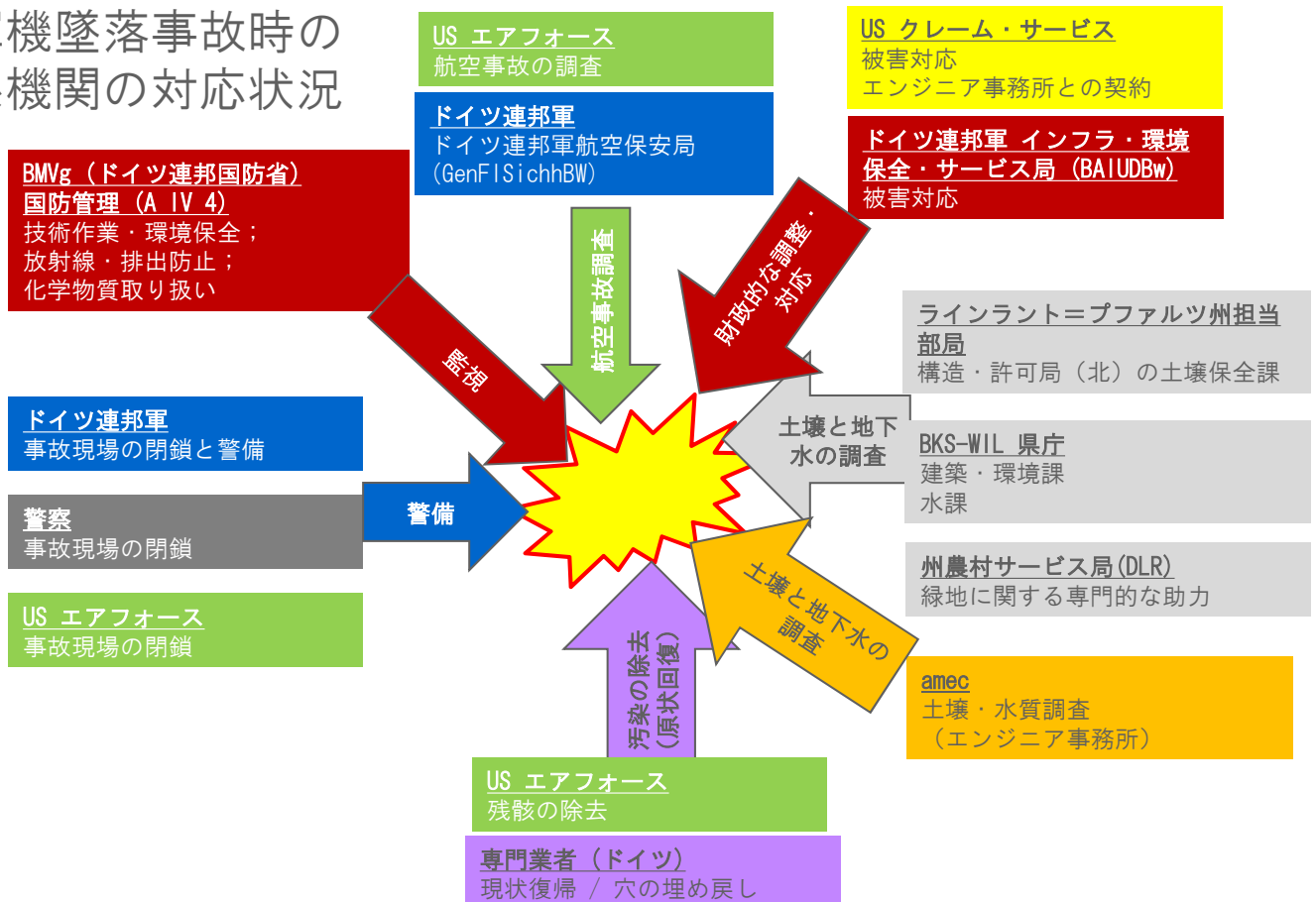
- ✓ 事故原因の調査委員会にはドイツ軍も入った
- ✓ 環境調査はドイツ法に基づきドイツが行い、費用は米側が支払い

3. その他（騒音等について）

- ✓ シュパングダーレム基地にも騒音軽減委員会がある
- ✓ ドイツ軍は米軍機も含めた騒音苦情受付機関を設置しており、規則の違反を調べる部署も存在

16

米軍機墜落事故時の関係機関の対応状況



※ラウフェルトのカール・ヨセフ・ユンク町長から提供があった資料を沖縄県が翻訳

17

現地調査（ドイツ）

航空保安のための連邦監督局（BAF）

1. ドイツ国内法の米軍への適用

- ✓ ドイツ軍と米軍（NATO軍）は同じ法律の枠組みで扱われており、ドイツ航空法も適用されている
- ✓ 航空法には例外規定もあるが、その場合でも米軍はドイツ軍の規則に従う義務がある

2. 米軍による低空飛行について

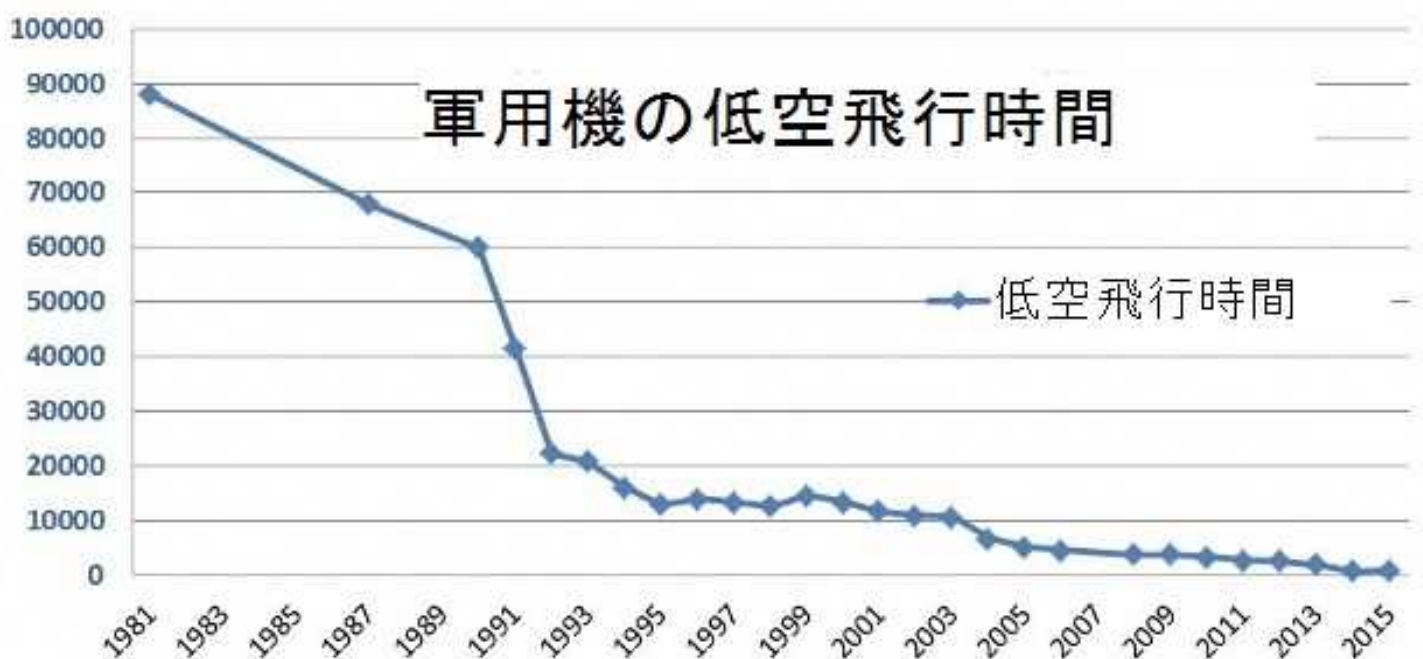
- ✓ 低空飛行に関してはドイツ軍の規則に詳細に規定されており、米軍も従わなくてはならない

3. 他国の軍が管理する空域について

- ✓ ドイツには、日本の横田ラブコンのように他国の軍隊が管理する空域は存在しない

18

ドイツの軍用機の低空飛行時間



現地調査（ドイツ）

ドイツ航空管制（DFS）

1. ドイツ国内法の米軍への適用

- ✓ 米軍機もドイツ航空法の規定に基づき、米軍管理空港周辺を除いてドイツ航空管制が管制を行っている
- ✓ 米軍が様々な種類の訓練を希望することは理解できるが、ドイツのルールに従った訓練であることが条件

2. 航空管制の統合

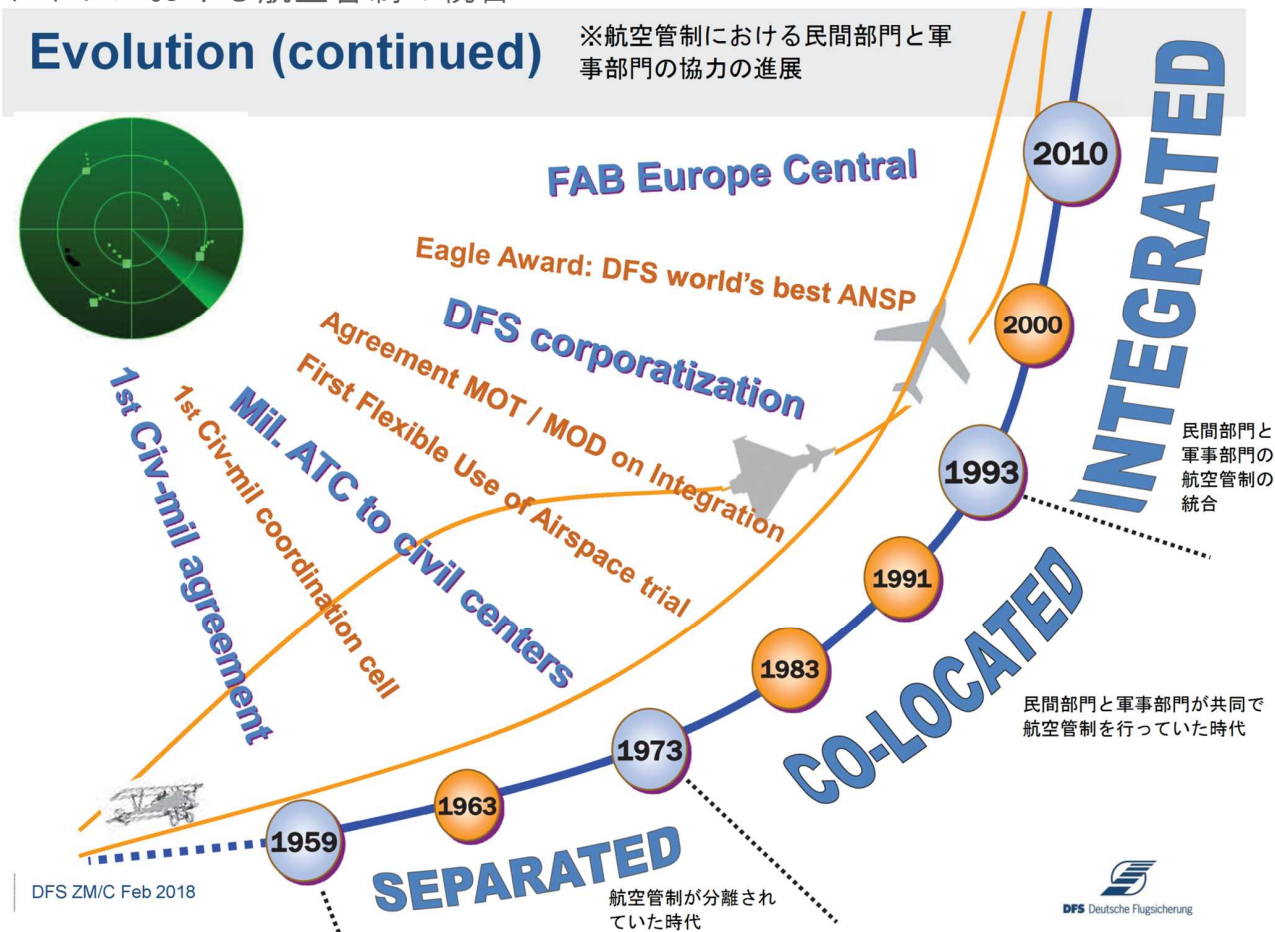
- ✓ 軍民の航空管制統合は、1959年から取り組んで、1991年によく統合が合意

3. 軍用機の訓練（演習）による空域の予約

- ✓ 米軍が訓練空域を使用する場合は、前日までに申請を出さなくてはならず、ドイツ航空管制が許可を行う
- ✓ 申請に対しては、民間航空を第一に考えて検討を行う

20

ドイツにおける航空管制の統合



現地調査（イタリア）

レオナルド・トリカリコ元NATO第5戦術空軍司令官

1. イタリア国内法の米軍への適用
 - ✓ 米軍の活動には、イタリアの法律を全て適用させる
 - ✓ 外国の人間がその国に入れば、その国の法律に従う。それを合意という
2. 基地の管理権について
 - ✓ 米軍基地には必ずイタリア軍司令官がおり、米軍の活動は必ずイタリア軍司令官に伺いを立てる必要がある
3. ロープウェイ切断事故後の規制強化について
 - ✓ 事故後、米軍の低空飛行の高度制限や時間制限等を強化
 - ✓ 規制強化時は、セルビアへの空爆作戦中であつたが、国内の状況を見ると規制強化をせざるを得ない状況だった

22

現地調査（イタリア）

ランベルト・ディーニ元首相

1. 日本や沖縄と米軍との関係について
 - ✓ 沖縄が抱える問題は、日本の政治家が動いて条約を勝ち取らないと解決が難しい
 - ✓ 米軍基地があるのは日本だけではないが、国際的な見直しを進めていかないと、日米関係だけが奇異な関係になってしまう
 - ✓ 米国の言うことを聞いているお友達は日本だけ
 - ✓ 世界の状況を見れば、米国が日本を必要としていることは明らかなのだから、そこをうまく利用して立ち回るべきだ

23

現地調査（イタリア）

アヴィアーノ副市長

1. イタリア国内法の米軍への適用
 - ✓ 米軍にも環境に関するイタリアの法律が適用されており、環境面、騒音面はうまく処理できている
2. 基地の管理権、騒音の状況について
 - ✓ イタリア軍司令官がベアリングの役割を果たしており、自治体や市民からの苦情や意見にうまく対応
 - ✓ 米軍司令官も前向きに対応している状況
 - ✓ 夜間の制限時間帯に飛行する場合には、市に対して事前に連絡が来る。飛行コースの変更にも応じてくれた
3. 地域委員会（CoMiPar）について
 - ✓ アヴィアーノ基地には州レベルの地域委員会が設置されており、各自治体の意見は州まで上げられて対応される

24

現地調査（ベルギー）

ミシェル・マンデル元ベルギー空軍大將

1. 1990年の外国軍機の低空飛行禁止措置について
 - ✓ ベルギーの国内航空法を改正して行った。他国と協議しなければならないことではない。「ベルギーの航空法を守る必要がない」というように考えるような外国空軍はなかった。ベルギー領空における飛行のルールは、ベルギーが決めることだ。自国上空の管制権を手放すことを望むような国はない。
2. 禁止措置後の影響について
 - ✓ 航空機の飛行規制をすることで、同盟各国との関係に悪影響を及ぼしはしないし、我々の防衛力の低下にもならなかった。
 - ✓ 自国の規制を他の同盟国に守らせながら、同盟の加盟国であり続けることは可能なことだ。それがNATOの原則だ。

25

現地調査（ベルギー）

ユーロコントロール（欧州航空航法安全機構）

1. 駐留軍に対する航空法等の適用について

- ✓ 駐留軍機を含む外国軍機は、それぞれの国の規制に従わなくてはならない。これが、ヨーロッパがとっている立場だ。日本の航空法が日本に駐留する米軍に適用されないというのは、間違っているのではないか。アメリカ国内では、外国軍機もFAAのルールに従わなければならない。ドイツでは、外国軍機もドイツ軍のルールに従わなければならない。

2. 空域の有効活用について

- ✓ 空域というのは限られた資源なのだから、時間を定めて、有効活用するべきだ。ICAO（国際民間航空機関）条約に署名した国ならば、空域の有効活用をしなければならないので、軍が空域を占有するようなことはあってはならないというのが基本的な考えだ。

26

現地調査（ベルギー）

シエーヴル市（シエーヴル米空軍基地所在自治体）

1. クロード・デウマレ市長

- ✓ 私は当然、基地に入る権利があるし、入ることができる。基地の中で何かが起きれば、私の市民たちの安全を確実にするために確かめる必要があるし、そうではない平常時であっても、基地で何が起きているかを知る権利がある。

2. マリー=リーズ・バネトン シエーヴル米空軍基地広報官

- ✓ 住民や地元自治体への情報公開に関して、基地のポリシーは、できる限りの情報を最短で提供すること。
- ✓ 周辺自治体の首長が基地内への立ち入りを希望した場合には、当然、基地内に入ることを許可する。首長は、電話で依頼するだけで基地に入る許可が得られる。首長だけでなく、市役所の職員でも基地内には当然入ることができる。基地はベルギーの領土内にあるのだから。

27

現地調査（イギリス）

英国議会下院図書館防衛アナリスト

1. 駐留軍に対する国内法の適用について

- ✓ 1952年の駐留軍法によって、公務上、公務外に関わらず英国法を駐留軍にも適用させている。
- ✓ 米軍には、英国法と米国法の両方が適用されるが、競合する場合にはどちらの法が適用されるのか議論される。

2. 英国における米軍基地の運用について

- ✓ イギリスでは、基地が田舎にあるため、騒音や環境問題が大きな問題にはならない。
- ✓ また、イギリス軍も米軍も低空飛行や夜間訓練の情報を地域住民に通知をするため、地元地域との関係が非常に良い。米軍による犯罪の話もほとんど聞かない。

28

現地調査（イギリス）

CAA（英国民間航空局）

1. 駐留軍に対する国内法の適用について

- ✓ 英国では、軍用機も可能な限り民間の航空法に従うのが原則であり、通常の飛行や訓練においては、民間の規制に従う。しかし、テロなどへの対応もあるため、軍独自のルールも有している。
- ✓ 外国軍機は、英国上空を飛行する場合、英国のAIP（航空路誌）に従わなければならない。たとえば米軍は、英国の航空規則と米国の航空規則のうち規制の強い方に基づいて飛行している。

2. 空域の管理について

- ✓ 英国やヨーロッパには、日本の横田空域のように米軍などの外国軍が管理する管制空域はない。ICAOのルールに基づけば、そこは日本空域なので、日本が所有する空域の使用権を、米国が規定するというのはあってはならないことだ。

29

現地調査（イギリス）

ノーフォーク警察

1. 米軍機の墜落事故時における警察の捜索等について

- ✓ 事故現場は、イギリス警察が規制線を張った。現場にはすでに米軍人がおり、当初は「遺体を回収するまでは現場を動かない」と主張していたが、米軍の消火責任者が現場に到着した際、我々に「イギリス警察に優先権がある」とはっきり言って、現場にいた軍人を基地に帰還させた。
- ✓ このようにイギリス警察が優先権を持つことは、この事故特有の事例ではなく、イギリスのどこで事故が発生しても、同様の取り扱いが行われる。駐留軍の事故について特別な規定はなく、他の事故と同じようにイギリス法によって取り扱われる。

30

5 カ国比較表（地位協定、国内法、運用等）

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記無し	航空特例法等 により規制できず	捜索等を行う権利 を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の 承認が必要	ドイツ側が現場を 規制、調査に主体的 に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア 司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の 承認が必要	イタリア検察が証 拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の 立入り権確保	自国軍よりも 厳しく規制	（未確認）
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行 禁止措置等明記	英国警察が現場を 規制、捜索

31

駐留軍に対する国内法の適用について①

1. 日本政府の立場

- ✓ 一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないとの立場（注：平成31年1月に「国際法」の文言を削除するなど外務省ホームページの説明を修正している）
- ✓ 原則として、米軍には国内法が適用されていない

2. NATO加盟国の立場

- ✓ 調査対象の4カ国ではいずれも原則として国内法を駐留軍にも適用
- ✓ ドイツ・イタリアでは地位協定に適用を明記
- ✓ ベルギー・イギリスでは明記された地位協定は確認されていないが、国内法の整備等により適用
- ✓ 冷戦構造終結以降にNATOに加盟した東欧諸国のポーランドやルーマニアにおいても、米軍への国内法適用を明記

32

駐留軍に対する国内法の適用について②

3. 米国の立場

- ✓ 米軍のマニュアルや国務省諮問委員会の報告書など複数の文書において、個別の協定がない限り、駐留軍に受入国の国内法が適用されることが原則であることを明記

4. 国際法の専門家の見解

- ✓ 調査において、国内外の国際法の専門家にヒアリングを実施
- ✓ 京都産業大学岩本教授、2003年から2015年まで万国国際法学会事務総長を務めたベルギーのジョー・ヴェルオーヴェンルーヴァンカトリック大学名誉教授、イギリスのオーレル・サリ エクセター大学上級講師のいずれも、個別の協定がない限り、駐留軍に受入国の国内法が適用されることが原則であるとの認識

33

領域における空域管理について①

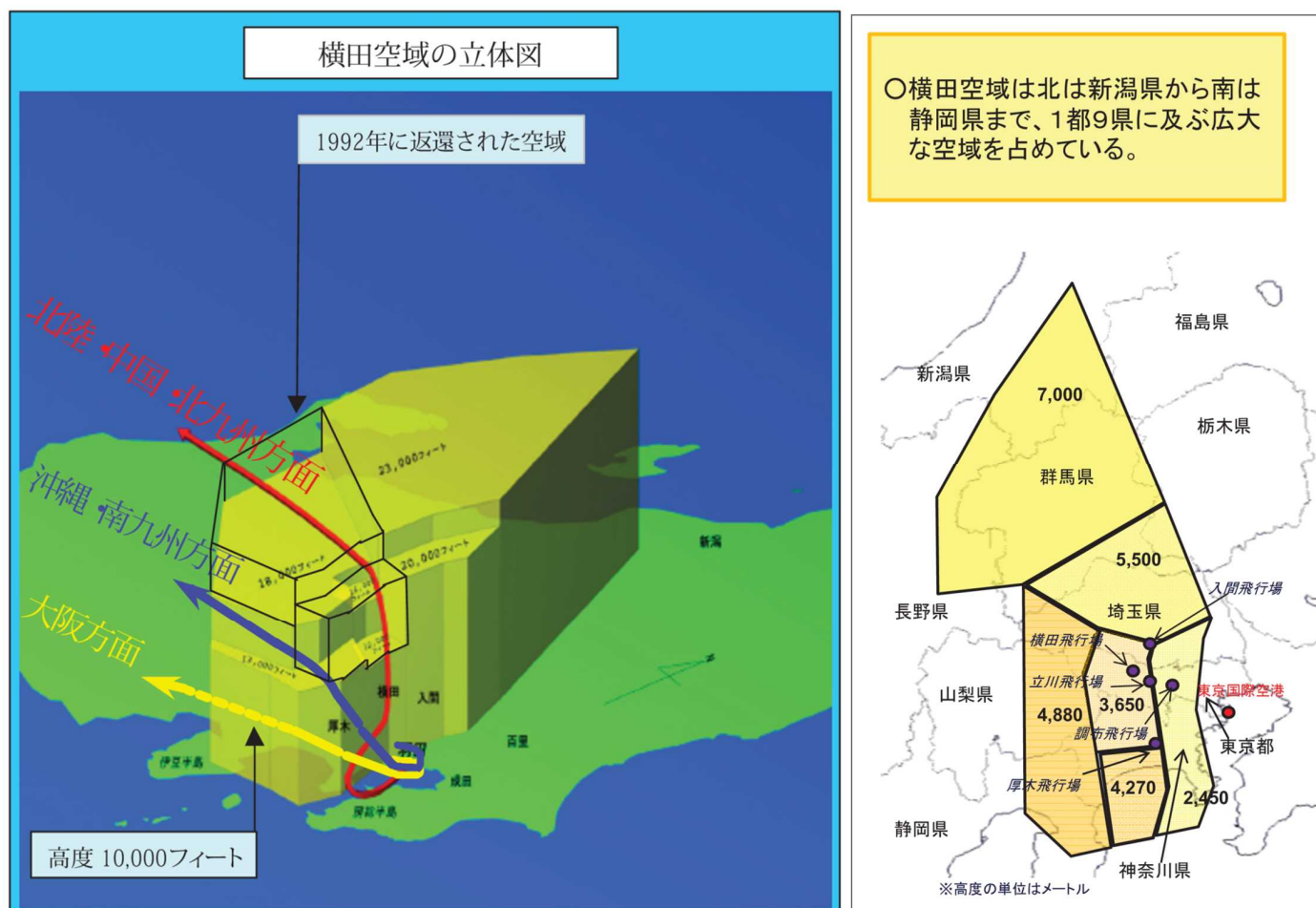
日本の状況

1. 横田空域（横田ラプコン）

- ✓ 日米合同委員会合意により米軍が進入管制業務を実施している空域
- ✓ 北は新潟県、南は静岡県まで1都9県に及ぶ広大な空域
- ✓ 羽田発の中国・九州北部行きの便等は、東京湾上空で高度を稼ぎ、横田空域上空を飛行せざるを得ず、円滑な処理に影響を与えている状況
- ✓ また、同様に米軍が進入管制業務を行う空域が山口、広島、島根、愛媛の4県の上空にも設定されている（岩国空域）。
- ✓ これまで日本政府は、横田空域の全面返還を求めてきたものの、米軍は運用上の理由により返還に応じていない。

34

横田空域のイメージ（国交省資料より）



35

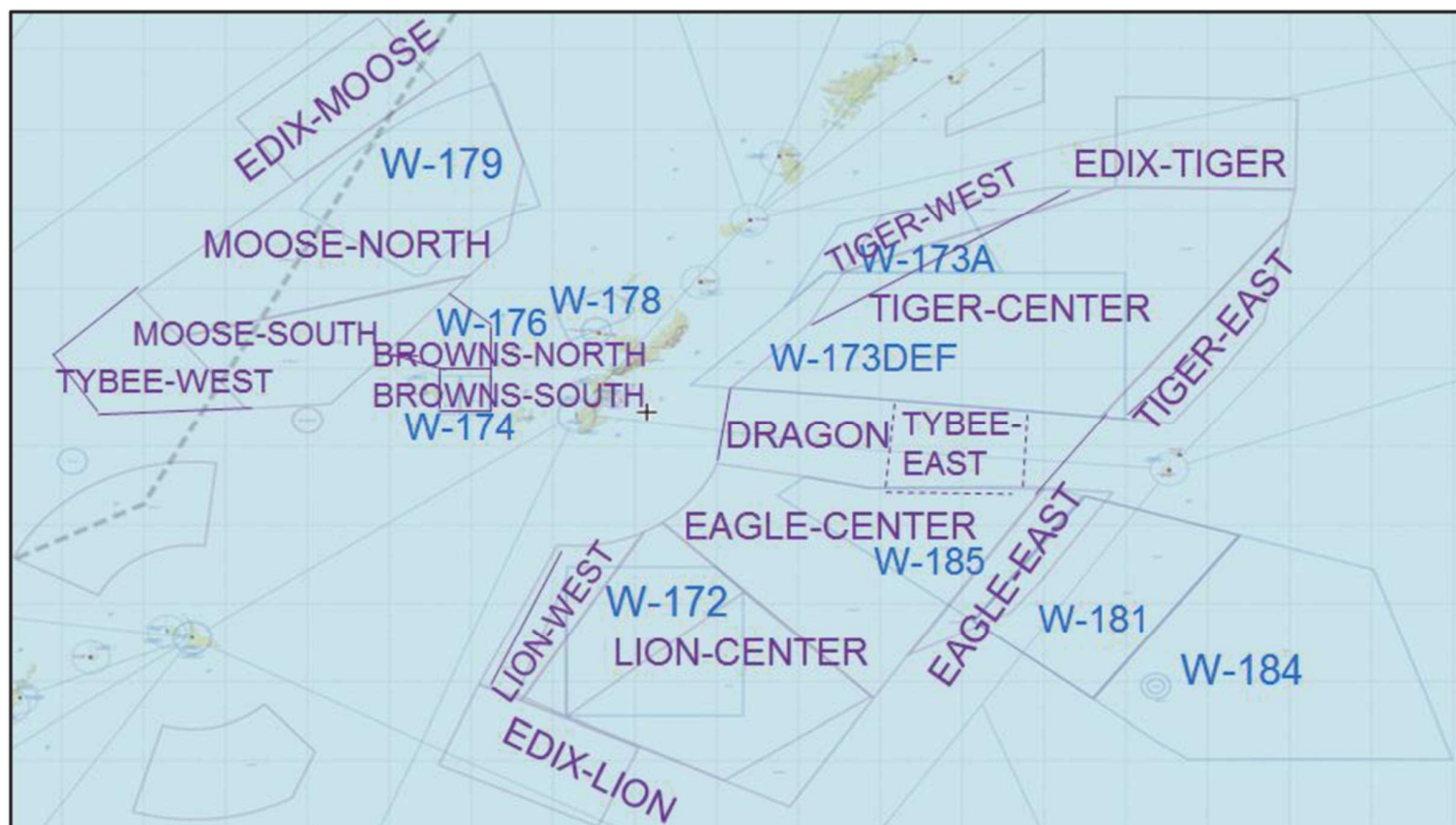
領域における空域管理について②

2. 沖縄の周辺空域

- ✓ 沖縄の周辺では、20カ所の訓練空域が米軍に提供されており、その規模を面積に換算すると約95,416km²で北海道の約1.1倍に相当する広大なもの
- ✓ 訓練空域に加え、近年、「アルトラブ」と呼ばれる米軍の臨時訓練空域が新たに設定され、実質的に訓練空域が拡大していることが指摘されている
- ✓ また、嘉手納飛行場に離着陸する米軍機の影響で、那覇空港を離発着する民間機は、沖縄周辺の空域において1,000フィート（約300m）以下の低高度での飛行を余儀なくされている。（報道等では、上記の空域は「アライバル・セクター」と呼ばれている。）

36

アルトラブの設定状況について



米空軍指令書より（青字は通常の訓練空域、紫色の固有名詞がアルトラブ）

37

領域における空域管理について③

ヨーロッパの状況

- ✓ ヨーロッパの航空関係機関におけるヒアリング調査では、日本の横田空域のように外国軍が占有する空域の存在は確認されず
- ✓ 各国は、空域を時間を決めて使用するなど、有効活用
- ✓ ドイツでは、米軍の訓練に空域を使用する際も、ドイツ航空管制への申請が必要。ドイツ航空管制は、民間航空を第一に考えて許可を検討

(参考) 欧州委員会規則

- ✓ 完全に民間向けまたは完全に軍事向けのどちらかの空域として指定してはならないことを、拘束力のある規則に規定

38

ヨーロッパ調査結果まとめ

1. ドイツ・イタリアでは、米軍機の事故をきっかけにした国民世論の高まりを背景に交渉に臨み、改定や新たな協定の締結を実現
2. ベルギー・イギリスでは、駐留軍に対する国内法の適用に必要な法を整備
3. そのような取組により、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立、米軍の活動をコントロール
4. 騒音軽減委員会や地域委員会の設置、基地内への受入国側人員の配置等それぞれの国の実情に応じた形で地元自治体への説明、意見聴取等を実施
5. 米軍機事故の際にも、受入国が主体的に関与
6. 調査結果を総合すると、このような状況がNATO、ヨーロッパの標準的な状況であると考えられるが、これに対し、日本では原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地域委員会設置、主体的な事故搜索、基地内への立入り権確保等が実現していないなど、各国とは大きな違い

39

今後の取組

- ✓ これまでの調査において、NATO、ヨーロッパでの標準的な状況が確認できたと考えている。
- ✓ 一方、NATOのように集団的安全保障体制ではなく、米国と個別に地位協定を締結している国やヨーロッパ以外の地域における状況については、これまで明らかにしていない。
- ✓ 今後、調査対象国を韓国、フィリピン、オーストラリアなどアジア諸国等にも拡大することで、調査の更なる展開を図り、日米地位協定の問題点を更に明確化していく。
- ✓ また、これまでの調査で日本と各国の違いが明らかになった「駐留軍に対する国内法の適用」及び「領域における空域の管理」については、引き続き、調査を継続していく。

40

「地位協定ポータルサイト」について

- ✓ 沖縄県のホームページ内に開設している「地位協定ポータルサイト」において、沖縄県が調査で収集した他国の地位協定や法令、その日本語訳等を掲載
- ✓ 沖縄県トップページの「注目情報」または「沖縄県基地対策課」のホームページからアクセスが可能
(<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/index.html>)

(掲載している情報の例)

- ✓ ドイツ ボン補足協定、航空交通法など
- ✓ イタリア モデル実務取極、米軍機事故に関するイタリア国会報告書など
- ✓ ベルギー 憲法、航空法など
- ✓ イギリス 駐留軍法、イギリス議会議事録など

41

(参考) 地位協定ポータルサイト



[ホーム](#) > [組織で探す](#) > 地位協定ポータルサイト

更新日:

地位協定ポータルサイト

地位協定ポータルサイト開設の背景

日米地位協定の現状と課題

日米地位協定は、在日米軍による施設・区域のあり方や日本における米軍の地位について定めた条約ですが、昭和35年(1960年)に日米間で締結されて以来、現在まで一度も改定されていません。この間、米軍人等による様々な事件・事故、米軍基地に起因する騒音問題や環境問題が発生しています。事件・事故の発生等に関連して、日米地位協定の問題点が度々指摘されてきていますが、日米両政府は、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善により対応している状況です。

沖縄県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、原則として日本の国内法が適用されないままで米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。

他国地位協定調査について

沖縄県としては、日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が日本国民全体の問題として受け止められる必要があると考えています。そのためには、日米地位協定はどのようなものなのかといった基礎的な情報に対する理解や同協定が抱える問題点、そして見直しの必要性に対する理解を国民全体に広げていく必要があると考えています。

そのための方策として、日米地位協定の問題点を更に明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることが目的に、他国の地位協定や米軍基地の運用状況について調査(他国地位協定調査)を行っています。

地位協定ポータルサイトについて

地位協定ポータルサイトは、日米地位協定の問題点を更に明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げる方策の一環として開設しました。ポータルサイトでは、日米地位協定に関係する条文、合意等のほか、他国が米国と締結している地位協定の原文、法令、日本語訳等を掲載しています。

NEW! 他国地位協定調査報告書(欧州編)(平成31年4月)

- PDF [他国地位協定調査報告書\(欧州編\)\(PDF:3,707KB\)](#)
- PDF [他国地位協定調査について\(欧州編報告書概要\)\(PDF:2,097KB\)](#)

他国地位協定調査 中間報告書(平成30年3月)

- [他国地位協定調査 中間報告書\(平成30年3月\)](#)

(参考) 地位協定ポータルサイト

- PDF [他国地位協定調査について\(中間報告書概要\)](#) (PDF:1,152KB)

【沖縄県】日米地位協定の見直しに関する要請(平成29年9月)

- PDF [要請書](#) (PDF:129KB)
- PDF [要請書\(別冊\)](#) (PDF:407KB)

各国の米軍駐留状況

- 国別の米軍駐留人数(PDF [日本語版\(沖縄県編集\)](#) (PDF:113KB)、
EXCEL [英語版\(エクセル:51KB\)](#))

地位協定条文、合意、関係法令等

日米地位協定

- [日米地位協定\(協定本文、合意議事録、日米合同委員会合意、関係法令等\)](#)

NATO

- NATO軍地位協定(PDF [日本語訳](#) (PDF:233KB)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- NEW! PDF [日本及びNATO加盟各国の協定等との違い](#) (PDF:87KB)

ドイツ

- ボン補足協定本文及び署名議定書(PDF [概要](#) (PDF:108KB)、
PDF [日本語訳](#) (PDF:1,689KB)、 PDF [英文](#) (PDF:224KB))
- 航空交通法(PDF [概要](#) (PDF:105KB)、 PDF [日本語訳](#) (PDF:2,168KB)、
PDF [ドイツ語文](#) (PDF:258KB))
- 航空交通規則(PDF [日本語訳](#) (PDF:833KB)、 PDF [ドイツ語文](#) (PDF:203KB))
- ラムシュタイン空軍基地司令書(2014年7月31日 13-204)(PDF [概要](#) (PDF:46KB)、
PDF [日本語訳](#) (PDF:855KB)、 PDF [英文](#) (PDF:2,272KB))

イタリア

- 米軍によるイタリア国内の基地ないし基地施設の使用に関するイタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間における了解覚書(別添「モデル実務取極」)(PDF [概要](#) (PDF:60KB)、
PDF [日本語訳](#) (PDF:270KB)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- ヴィチェンツァ基地使用に関する実務取極 ([英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- シゴネラ基地使用に関する実務取極 ([英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- サン・ヴィート・デイ・ノルマンニ基地使用に関する実務取極 ([英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- チェルミスにおけるロープウェイ切断事故に関するイタリア国会報告書(PDF [概要](#) (PDF:87KB)、
PDF [日本語訳【抄訳】](#) (PDF:580KB)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))

NEW! ベルギー

- ベルギー憲法 PDF [\(日本語訳\(抜粋\)\)](#) (PDF:60KB)、 PDF [フランス語文](#) (PDF:178KB))
- 北大西洋条約を通じてベルギーと関係を有する国の軍によるベルギーの通過及び駐留を許可する法律(PDF [日本語訳\(抜粋\)](#) (PDF:52KB)、 PDF [フランス語文](#) (PDF:356KB))

(参考) 地位協定ポータルサイト

- ベルギー航空法([PDF](#) [概要\(PDF:36KB\)](#)、 [PDF](#) [日本語訳\(抜粋\)\(PDF:110KB\)](#)、
[PDF](#) [フランス語文\(PDF:213KB\)](#))

NEW! イギリス

- 駐留軍法([PDF](#) [概要\(PDF:165KB\)](#)、 [PDF](#) [日本語訳\(PDF:259KB\)](#)、
[PDF](#) [英文\(PDF:296KB\)](#))
- 「在英米軍に関する法的取り決め」(イギリス議会下院図書館国際関係防衛課ルイーザ・ブルック＝ホランド氏)([PDF](#) [概要\(PDF:43KB\)](#)、 [PDF](#) [日本語訳\(PDF:183KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- 米軍への英国法適用に関するイギリス議会議事録([PDF](#) [日本語訳\(抜粋\)\(PDF:75KB\)](#)、
[PDF](#) [英文①\(PDF:258KB\)](#)、 [PDF](#) [英文②\(PDF:58KB\)](#))

NATO諸国以外

- 韓国(米韓地位協定、合意議事録、合意議事録に関する了解事項、韓国人被用者の優先雇用及び家族構成員の雇用に関する了解覚書、環境保護に関する特別了解覚書)(
[PDF](#) [日本語訳\(PDF:1,173KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- フィリピン(フィリピン共和国を訪問するアメリカ合衆国軍の扱いに関するフィリピン共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定)([PDF](#) [日本語訳\(PDF:178KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間における防衛力強化に関する協定(
[PDF](#) [日本語訳\(PDF:194KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- フィリピン(アメリカ合衆国を訪問するフィリピン共和国の人員の扱いに関するアメリカ合衆国政府とフィリピン共和国政府との間の協定)([PDF](#) [日本語訳\(PDF:184KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- イラク(アメリカ合衆国とイラク共和国との間のイラクからの合衆国軍隊の撤収及び暫定駐留とその活動に関する合意)([PDF](#) [日本語訳\(PDF:232KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- アフガニスタン(アフガニスタン・イスラム共和国とアメリカ合衆国との間の安全保障及び防衛協力に関する協定)([PDF](#) [日本語訳\(PDF:297KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))

米国連邦議会調査局(CRS)レポート

- 2009年7月13日 米国・イラク間における駐留米軍の撤退に関する協定(
[PDF](#) [日本語訳\(PDF:292KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))
- 2012年3月15日 地位協定(SOFA):地位協定(SOFA)とは何か、どのように活用されてきたのか(
[PDF](#) [日本語訳\(PDF:436KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))

米国国際安全保障諮問委員会(ISAB)レポート

- 2015年1月16日 地位協定(SOFA)に関する報告([PDF](#) [概要\(PDF:438KB\)](#)、
[PDF](#) [日本語訳\(PDF:527KB\)](#)、[英文\(外部サイトへリンク\)](#))

お問い合わせ

[知事公室基地対策課](#)(代表)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟6階(南側)

電話番号:098-866-2460

FAX番号:098-869-8979